

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和6年7月22日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和8年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務【令和6年7月22日終了】
②事務の概要	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯(ただし住民税均等割のみ非課税世帯を除く)に対し10万円を給付する。【令和6年7月22日終了】 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯で、平成17年4月2日以降に出生した者がいる世帯に対し平成17年4月2日以降に出生した者ひとりにつき5万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。
③システムの名称	・非課税給付金支給情報システム ・マイナンバー連携システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・支給対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第8号 別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく命令第2条 表の160の項 及び 同命令第162条 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月3日	評価書名	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務 基礎項目評価書	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和6年7月22日終了】		
令和8年3月3日	I 1. ①事務の名称	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務	由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務【令和6年7月22日終了】		
令和8年3月3日	I 1. ②事務の概要	<p>由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯(ただし住民税均等割のみ非課税世帯を除く)に対し10万円を給付する。 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯で、平成17年4月2日以降に出生した者がいる世帯に対し平成17年4月2日以降に出生した者ひとりにつき5万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。 	<p>由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯(ただし住民税均等割のみ非課税世帯を除く)に対し10万円を給付する。【令和6年7月22日終了】 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯で、平成17年4月2日以降に出生した者がいる世帯に対し平成17年4月2日以降に出生した者ひとりにつき5万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。 		
令和8年3月3日	I 3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 	事後	法改正による

